

プレ・ヒアリングの取扱いに関するガイドライン

2026年4月9日

日本証券業協会

1. 本ガイドラインの目的

プレ・ヒアリングについては、「協会員におけるプレ・ヒアリングの適正な取扱いに関する規則」（以下「プレヒア規則」という。）の規定に基づき行われているところであるが、本ガイドラインは、プレ・ヒアリングの実施に当たり、基本的な取扱いや考え方を整理することで、適正なプレ・ヒアリングの実施の一助とするとともに、プレ・ヒアリング対象者及びプレ・ヒアリング対象者が所属する組織によるプレ・ヒアリングに係る規制の内容の理解を促進することを目的とする。

なお、本ガイドラインで用いる用語の定義は、特に断りのない限り、プレヒア規則で定めるところによるものとする。

2. 本ガイドラインの留意事項について

本ガイドラインは、法令等の規制や実務上の取扱いを基に参考となる考え方等を示したものである。したがって、すべての案件について、本ガイドラインに規定する対応を求めるものではなく、個別案件において、法令等の規制を遵守しつつ、本ガイドラインの規定と異なる対応を行うことを妨げるものではない点に留意するものとする。

3. プレ・ヒアリングの実施に当たって考えられる取扱い

(1) プレ・ヒアリングの実施対象となる案件

プレ・ヒアリングの実施に当たっては、プレヒア規則第3条において、同条各号に定める事項について法令遵守管理部門の承認を受けることが必要となる旨が規定されている。当該承認は、個別案件の類型や特性に応じて多様な要素が総合的に勘案された上でなされることとなるが、例えば、次のものを、同条第1号の「プレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであること」を判断するための要素として考慮することが考えられる。ただし、個別案件の類型や特性を踏まえ、次の要素以外の要素を勘案して判断することを妨げるものではなく、また、次の要素のすべてを勘案して判断することを必ずしも求めるものではないことに留意するものとする。

- ・ 案件の特徴：希薄化の割合
 - 発行済株式総数に対するオファリングの規模
 - 出来高（一日）に対するオファリングの規模
 - 機関投資家を主な販売対象とする
- ・ オファリング形態：有価証券届出書の効力発生までの待機期間が短縮される
- ・ 市場環境：ボラティリティ
 - 流動性
 - 株価の推移
- ・ 上場会社等が発行する有価証券の状況等：上場会社等と協会員の間で想定する発行価格

に乖離がある場合等で投資家に需要の見込みを事前に確認する必要がある
機関投資家が大口株主となっている

機関投資家に多く売買されておらず機関投資家の需要の見定めが難しい

(2) プレ・ヒアリング対象者の条件

協会員は、プレ・ヒアリング対象者を選定する場合（プレ・ヒアリング対象者の候補を選定する場合を含む。）には、プレ・ヒアリング対象者が所属する組織又は部署において、プレヒア規則第4条第1項第1号及び第2号に規定する取引制限に関する事項及び守秘義務に関する事項を遵守できる体制が整備されていると考えられる者を選定することに留意することとする。

なお、プレ・ヒアリング対象者が所属する組織又は部署において整備する体制については、例えば、次のものが考えられるが、これらに限られるものではない。

- ・法人関係情報（募集に関連する法人関係情報を含む。5.を除き、以下同じ。）を受領した場合に、次に掲げる期間、当該募集を行う上場会社等が発行する有価証券に係る投資判断を行う者全員に取引制限を課すことができる体制、又は、プレ・ヒアリング対象者から当該対象者以外の者への情報伝達を防止するための情報障壁が整備されており、かつ、プレ・ヒアリング対象者に取引制限を課すことができる体制

① 法人関係情報を受領してから当該法人関係情報が公表されるまで又は募集を行うことが公表されるまで

② 法人関係情報を受領してから募集が行われないことが通知されるまで

(3) プレ・ヒアリング対象者の数

協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、法人関係情報を提供するプレ・ヒアリング対象者の数が最小限となるように努めることに留意し、プレヒア規則第3条第3号の規定に基づき、合理的な範囲を超えてプレ・ヒアリング対象者を選定しないこととする。

(4) 上場会社等からのプレ・ヒアリングの了解

協会員は、プレヒア規則第8条第2項の規定に基づき、募集を行う上場会社等からプレ・ヒアリングを行うことについて了解を得る際には、例えば、次に掲げる内容について併せて了解を得ることが考えられる。

- ・プレ・ヒアリングの目的
- ・プレ・ヒアリング対象者に対して法人関係情報を提供する旨

(5) プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間

協会員は、内部者取引の未然防止の観点から、プレ・ヒアリング対象者が法人関係情報を保有する期間が必要以上に長くならないように留意する。

(6) 事後検証態勢の整備

協会員は、金融商品取引業等に関する内閣府令¹及びプレヒア規則において規定する

¹ 協会員が自らプレ・ヒアリングを行う場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第117条第1項第15号イ（3）の規定に基づき、プレ・ヒアリングの事務の責任者及び事務を実際に担当した者の氏名、プレ・ヒアリング対象者の氏名及び住所、プレ・ヒアリング対象者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成後5年間保存するために必要な措置を講じることが求められている。

また、協会員が第三者に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、同号ロ（3）及び（4）の規定に基づき、プレ・ヒアリングの事務の責任者及び当該第三者に対する委託又は法人関係情報の提供に係る事務を実際に担当した者の氏名、当該

記録書面の作成及び保存義務を遵守し、実施されたプレ・ヒアリングが必要かつ妥当なものであったか、確認、検証を行うことができる体制の整備に努めることが考えられる。

(7) その他

協会員は、プレヒア規則第2条第6号に規定する関連会社に委託してプレ・ヒアリングを行わせる場合には、金融商品取引業等に関する内閣府令第153条第1項第7号の規定に留意することとする。

4. プレ・ヒアリングの後に募集が行われなかった場合において考えられる取扱い

(1) 協会員の社内手続

協会員は、上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けた場合には、上場会社等と協議の上、プレヒア規則第6条第1項の規定に基づきプレ・ヒアリング対象者へ通知を行うことが考えられる。また、プレ・ヒアリング後に募集が行われなかったことが決定された場合にプレ・ヒアリング対象者に当該募集に関して提供した法人関係情報が残存することがないように、協会員は、事前に上場会社等と十分に協議し、プレ・ヒアリング対象者や提供する法人関係情報の内容などを検討しておくことが望ましい。

なお、協会員は、上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けた場合、当該報告の内容について記録を作成し保存することが望ましい。

(2) 主幹事となる協会員が複数存在する場合の情報共有

主幹事となる協会員が複数存在する場合で、当該協会員のうち複数の協会員がプレ・ヒアリングを実施する場合において、一つの協会員が上場会社等から募集が行われなかったことを決定した旨の報告を受けてプレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行う際には、当該通知の時期が他の協会員による通知と大きく異なることがないように、当該上場会社等に確認のうえ、当該通知を行う旨について他の協会員に対し事前に情報共有を行うことが望ましい。

この場合において、他の協会員からプレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行う旨について情報共有を受けた協会員は、プレヒア規則第6条第1項に規定する通知を行うかについて検討することが考えられる。

(3) プレ・ヒアリング対象者への通知方法

プレヒア規則第6条第1項に規定する通知の方法は、例えば、口頭、電話、メールなどの方法が考えられる。

(4) 記録の内容等

プレヒア規則第6条第1項に規定する通知の記録の保存は、協会員の法令遵守管理部門において定めた方法に従って行うことが考えられる。また、記録の内容は、例えば、通知の発出者、通知の受領者、通知年月日、通知内容、通知方法などが考えられる。

第三者の氏名及び住所、第三者に提供した法人関係情報の内容並びにその提供の日時及び方法を記載した書面を作成し、その作成後5年間保存するために必要な措置を講じることに加え、当該第三者がこれに相当する措置を講じることなくプレ・ヒアリングを行うことを防止するために必要な措置を講じることが求められている。

5. 売出しに係る需要の見込みに関する調査について

協会員は、法人関係情報（売出人に係る法人関係情報を含む。）を提供して売出し（金商法第2条第8項第6号に定める引受けを伴うものに限る。以下同じ。）に係る需要の見込みに関する調査を行う場合、募集に係るプレ・ヒアリングにおける対応に準じた対応を行うことが考えられる。

なお、売出しに係る需要の見込みに関する調査を行う場合には、「企業内容等の開示に関する留意事項について」2-12②に規定する事項に留意することとする。

付 則（令8.4.9）

このガイドラインは、令和8年4月9日から施行し、同日以後に開始するプレ・ヒアリング及び売出しに係る需要の見込みに関する調査から適用する。